

小中学校漏水調査業務仕様書

1 調査対象

鎌倉市立小・中学校全25校の水道施設。

2 調査回数

調査見込回数は、次のとおりとする。

(1) 小学校

- ア 器具の不良による過度水の調査 4回
- イ 地下漏水の調査 2回

(2) 中学校

- ア 器具の不良による過度水の調査 4回
- イ 地下漏水の調査 1回

3 調査方法

調査方法は、以下の手順による。

(1) 流量測定

量水器及び高架水槽の流量の測定、並びに表出水の確認を行うこと。

(2) 蛇口・止水栓音聴調査

すべての蛇口等に対する音聴調査及び器具不良の確認、並びに節水装置等の機能点検を行うこと。

(3) 受水槽・消火栓確認

受水槽の水位測定、並びに消火栓の機能点検及び音聴調査を行うこと。

(4) その他流出量の確認

サイホン式トイレ、並びに池等への流量の確認及び調整を行うこと。

(5) 地下漏水調査

地下漏水の場合、音聴調査により推定漏水範囲を絞り込んだ上、ボーリング調査等により漏水箇所を特定すること。なお、この際の穿孔は適宜補修すること。

(6) 報告

作業完了後、その結果を速やかに書面にて報告すること。

(7) 確認

発見された不良箇所又は漏水箇所の修繕が完了した後、残存漏水や漏水復元の有無を確認すること。

4 特記事項

地下漏水調査に及ばずに過度水の原因が判明した場合、その委託料は、全ての調査方法を実施した場合の委託料の2分の1に相当する額とする。